

本校の危険等発生時対処要領

(注) この対処要領の中の人数・時間・回数等については、標準（基準）として示すものではないので、学校の実態に合わせて設定してください。

〇〇市立〇〇小学校

本校の危険等発生時対処要領

目 次

1	本校の危機管理の基本方針
2	危機管理体制・役割分担
3	危険等発生時の連絡体制・下校の判断基準
4	施設面における安全確保
5	安全教育・避難訓練
6	定期的な巡回
7	日常の来校者等への対応
8	関係者以外の立入りに対する対応
9	危険度に応じた対応（緊急対応1～3）
10	学校行事の受付体制（参観日・運動会）
11	学校行事の危険等発生時の対応（参観日・運動会）
12	学校行事の体制等（校外活動）
13	危険等発生時の対応図 <u>及び注意点</u>
14	危険等発生時の連絡先一覧表
15	避難経路図
16	状況記録用紙
17	児童負傷者状況記録用紙
18	緊急下校確認カード・引渡し確認表
19	報告文
20	登下校時における危険等発生時の対応
21	登下校時における危険等発生時の対応フロー
22	避難所の運営
23	事後の対応・報道関係機関への対応
24	心のケア
25	<u>京都府学校問題対策チーム</u> の派遣

＊ ＊ ○○市立○○小学校の設定 ＊ ＊

<p>教職員数 22名</p> <p>児童数 400名</p>	<p>校長 1名、 教頭 1名、 教諭・講師 16名、 養護教諭 1名、 事務職員 1名、 栄養教諭 1名、 用務員 1名</p> <p>各学年2学級、 特別支援学級1学級、 計 13学級</p>
<p>施設・設備</p>	<p>◎ 門扉があり、登下校時以外は校門を閉めるなどして、敷地や校舎への入口を、管理可能なものに限定している。</p> <p><u>◎ 防犯カメラや通報システム等、正常な作動を確認している。</u></p>
<p>教職員の組織活動</p>	<p>◎ 教職員は、「教職員カード（名札）」を付け、緊急時の情報伝達のため、「笛」を常時携帯することになっている。</p> <p>◎ 学期に1回「学校安全の日」として、PTAの協力を得て、不審者侵入を防ぐことを着眼とした校内巡回と安全点検を行っている。</p> <p>◎ 毎月15日を「安全点検の日」と定め、校内各所の安全点検を行い、改善が必要な場合は速やかに改善する。</p> <p>◎ 保護者には、年度当初に「保護者カード(名札)」を配布している。</p> <p>◎ 登下校の安全確保を図るため、保護者、ボランティアの協力を得て見守り活動を行っている。</p> <p><u>◎ 学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わるものであり、本校の危険等発生時対処要領については、年度毎や必要に応じて見直しや改訂等を行っている。</u></p>

1 本校の危機管理の基本方針

(1) 危機管理の必要性

◎ 学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故災害が発生する。そのようなことを想定して、地域や学校の実態に応じた危険等発生時対処要領等の整備を行い、事前・発生時・事後の対応に備える適切かつ確実な危機管理体制を整備する。

また、校内研修会で教職員の共通理解を図り、訓練等を実施して対処要領を見直し、より実効性の高いものへと改善する。

(2) 危機管理の目的

- 1 児童や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故災害が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故災害の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。
- 5 危機管理の向上は、児童が自身の身を守ることにもなり、安全教育の充実につながる。

(3) 本校の課題・発生が予想される危険等

- 1 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- 2 体育館の裏は、死角になりやすい。
- 3 地域社会の人間関係が希薄であり、学校に対する保護者の関心も薄い。
- 4 校区が広く、単独で登下校する区間が長い児童がいる。
- 5 雨量が増えると〇〇川の氾濫が予想される。
- 6 雨量が増えると裏山が崩れる可能性がある。
- 7 〇〇断層上に立地しているため、直下型地震発生が予想される。〇〇校舎は耐震化されているが、体育館は耐震構造になっていない。
- 8 車歩道の区別がない通学路を利用する児童がいるので、交通事故防止に努めなければならない。
- 9 本校は、地域のハザードマップでは、地震の避難所として指定されているが、洪水・土砂災害については危険地域となっている。このことを踏まえた事前の備えや、気象情報をもとに早期の対応が必要である。

(4) 課題を補う危機管理体制

- 1 不審者に対する施設上の弱点に対しては、教職員の巡回等を行うことによって、危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害を最小限に抑える。
- 2 職員室に在室しているときには、来訪者について注意を払う。
- 3 対処要領に従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、危険等発生時に備える。
- 4 登下校の課題に対しては、保護者、学校安全ボランティアの協力を得て見守り活動を行う。
- 5 気象災害や新たな危機事象（弾道ミサイル情報等）は、発表される報道の情報等に順次対応できるよう情報収集に努める。

(5) 保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- 1 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- 2 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- 3 危険等発生時、保護者や地域の人に快く協力してもらえよう、地域社会の行事等にも参加するよう心がける。

2 危機管理体制・役割分担

危機管理体制組織表と教職員の役割分担

◎（日常）

担当者	活 動 内 容
管理職 校長・教頭	全体の統括 ◇ 安全教育に関する事項（安全教育、避難訓練、校外学習の事前指導など） ◇ 安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など） ◇ 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修(*1)や訓練、学校安全委員会(*2)など）及び学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握 ◇ P T A、地域、関係機関との連携
安全部	◇ 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検 ◇ 避難訓練の計画と実施 ◇ 教職員対象の研修の計画と実施 ◇ 学校安全委員会の企画・運営
担 任	◇ 児童に対する安全教育の実施（災害の発生及び復旧、通学路での安全、こども110番のいえ、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、避難訓練、防犯訓練等）
救 護 養護教諭	◇ 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 ◇ 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成 ◇ 救急病院の掌握 ◇ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(*1) 教職員研修

P T A・保護者・関係機関の連携のもと、次のとおり開催する。

- ◎ 不審者侵入時・災害発生時の対処要領に基づいた教職員研修

（年度当初の職員会議で実施）

- ◎ 不審者侵入・大規模災害を想定したシミュレーション訓練を複数回実施
- ◎ 応急手当、心肺蘇生法講習会の実施
- ◎ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会の実施

安全教育を担当する教職員及び管理職が京都府総合教育センター及び京都府教育委員会等が行う安全研修会に参加し、伝達講習を実施する。

(*2) 学校安全委員会（学校保健安全委員会）

- 1 構成員 校長、教頭、安全教育を担当する教職員、学年主任、保健主事、養護教諭、地域の関係機関（警察、消防、P T A、ボランティア）等
- 2 会議開催回数・・・3回開催する。
- 3 開催時期とテーマ
 - (1) 4月上旬（本年度の計画）
 - (2) 7月下旬（児童の安全確保の現状と課題の改善）
 - (3) 2月下旬（本年度の総括と来年度の方向性）

◎災害発生時、不審者侵入時の役割を同じにする。

◎（緊急時）出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。

	災害発生時・不審者発見時	児童生徒等避難後
対策本部チーム	<p>校内緊急放送</p> <p>情報収集、整理</p> <p>関係機関へ連絡(消防・警察等)</p> <p>避難の判断(避難場所、下校の判断)</p> <p>児童への行動の連絡(放送等)</p> <p>新たに発生する事案への対応と指示</p> <p>負傷者の保護者への連絡</p>	<p>情報収集</p> <p>下校の指示</p> <p>児童・教職員の安否の確認</p> <p>搬送先への付添いの指示、把握</p> <p>関係機関へ連絡(教育委員会等)</p>
不審者・災害対応チーム	<p>児童へ指示後、災害発生場所に急行</p> <p>初期消火・不審者対応</p> <p>校内巡回(災害発生場所、不審者対応)</p> <p>状況報告(携帯電話・インターホン・伝令による)</p>	<p>消火活動</p> <p>救護、救助へ移行</p> <p>不審者対応(警察へ引き渡すまで)</p>
児童対応チーム	<p>児童へ指示</p> <p>避難経路を判断・指示</p> <p>避難誘導</p>	<p>安全確認</p> <p>負傷者対応</p> <p>児童の観察</p> <p>心のケア</p> <p>保護者への緊急連絡</p>
救助チーム	<p>児童へ指示後、校内巡回</p> <p>→負傷者への応急手当・救護所へ搬出</p> <p>行方不明児童、教職員の捜索</p> <p>情報収集と状況報告</p>	<p>状況報告</p> <p>救急車へ同乗</p>
救護チーム	<p>救護体制の確立(救急用品準備、救護所設置)</p> <p>負傷者の全体把握</p> <p>救急、医療機関への連絡</p> <p>心のケア</p>	<p>負傷者搬送先確認</p> <p>負傷者の保護者へ連絡</p>

3 危険等発生時の連絡体制・下校の判断基準

連絡体制の構築

保護者への連絡

- ◇ 全家庭へ連絡できるように電子メール配信の登録をよびかける。
- ◇ 登録していない家庭を把握し、電話連絡ができるようにまとめておく。
(電話下金庫に保管)
- ◇ 学校ホームページ、学校ツイッターに連絡事項を掲載

緊急の対応が必要な場合(通学路の安全確保等を要請)

- ◇ PTA会長、役員へ依頼
 - ◇ 役員から学級委員等へ依頼
 - ◇ 役員相互の連絡体制を構築
 - ◇ 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底
 - ◇ 警察、地域見守り隊等への協力依頼
- ※緊急連絡先カードの保管場所・・・校長室、職員室(教頭管理)、事務室

下校の判断基準

下校や引き渡しの判断基準を定め、保護者と共通理解しておくが、時として、保護者への引き渡しが不可能、あるいは、引き渡す方が危険性が高まる場合もあることを踏まえておく。

レベル	災害の大きさ	児童	教職員	保護者
4 甚大なレベル	当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生 校区内で広域的な火災が発生 通信機能、交通機関が不通 原子力災害発生 校内で凶悪事件発生 校区内 で凶器を所持した不審人物が徘徊	学校待機 場合により二次避難場所へ避難	児童の保護	学校(二次避難場所)まで迎え
3 重大なレベル	当該地域を中心に震度5弱以上の地震が発生 交通機関は乱れがあるが、運行を維持 台風などの自然災害により気象警報が発表 校区内の河川が氾濫 地震等で土砂災害が発生 校内で火災が発生 近隣地域 で凶器を所持した不審人物が徘徊	学校待機 あるいは 地域別一斉下校 場合により二次避難場所へ避難	児童の保護 学校待機児童の保護あるいは地域別引率	学校(二次避難場所)まで迎え あるいは 事前に学校待機を申請している場合は速やかに迎え
2 警戒レベル	河川の氾濫等を警戒(気象警報未発表) 地震等による土砂災害を警戒 校区内で気象条件等によりなだれを警戒 地域の警察署管内で不審人物の目撃情報	複数下校	下校引率	/
1 注意レベル	その他警戒すべき事案が発生	複数下校	学校周辺の巡回	/

4 施設面における安全確保

門扉の管理

1 登校後

通常の授業時は、〇時〇〇分に門を閉めるが、児童の登校状況を勘案し、安全に十分に配慮する。遅刻した児童は、正門横の通用口から登校する。

2 授業時・休憩時

- (1) 校内からは正門横の通用口を開けて出入りすることを原則とする。
- (2) 来校者用に、正門付近に職員室（事務室）への案内掲示を設置しておく。
- (3) 来校者は、通用口を開けて職員室（事務室）に来るので用件を聞く。用件終了後、職員室（事務室）で退校チェック等を行い、通用口から退校するのを見届け、門扉を閉める。

3 下校時、放課後

- (1) 児童の下校の際には、教職員が全ての門を開けて下校させる。下校後は、直ちに門を閉めておく。
- (2) 来校者については、授業時・休憩時と同様に対応する。

安全点検

毎月〇〇日を、安全点検の日とし、校内巡回及び各自の点検場所の状況を把握し点検表に記入する。安全部は安全点検内容を確認し、点検状況について教頭に報告する。点検については、校長は必要があれば、改善の措置を速やかに講じる。なお、PTAや地域による安全点検や児童による安全点検結果や情報提供等も参考とする。

* 施設設備の安全点検表

場 所	状 況	場 所	状 況
ブランコ	○	正 門	○
鉄棒	○	北 門	格子破損
南校舎	壁にひび	体 育 館	○
1年2組	○	西北フェンス	金網破損

・異常なしは○、改善が必要な場合は簡潔に記述する。

5 安全教育・避難訓練

安全教育

1 安全教育にかかわる指導時間と内容

指 導 時 間	指 導 内 容
◎ 関連教科	◎ 不審者侵入・災害発生時の行動
◎ 特別活動	◎ 登下校時の安全
	◎ 校外学習時の安全
	◎ 帰宅後の行動
	◎ 長期休暇の過ごし方
	◎ 避難訓練
	◎ 安全マップ作成

2 児童への安全教育実施に際しての留意事項

- (1) 学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 安全教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、災害や犯罪が身近にあった児童については保護者やカウンセラーと連携をとり、適切な対応をする。
- (3) 通学路や在宅時の行動の仕方についても指導する。
- (4) 被害に遭ったり、遭いそうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう指導する。
- (5) 「こども110番のいえ」について指導する。
- (6) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来校者は必ず「来校者カード（名札）」等を着用しているの、着用していない者には近付かず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。
- (7) 災害の特性や避難行動について、学校安全計画をもとに様々な時間を活用し、教科横断的に指導する。
- (8) 児童の手による安全マップの作成等を通して、危険予測・回避能力の育成を図る。
- (9) 外部の専門家、自治体や警察等と連携し、地域の実態に応じた指導を行う。

避難訓練

1 避難訓練実施に際しての留意事項

- (1) 通報訓練を含めた訓練を警察・消防機関と連携し実施する。
- (2) 児童を含めて実施する避難訓練は年2回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのないように注意する。
(恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。)
- (3) 事前に保護者に理解と協力を求め、緊急時の連絡体制により、PTA役員と連携を図り、保護者への連絡についても訓練を行う。
- (4) 教職員・児童に事前に避難訓練の実施を知らせない、緊急訓練を実施する。
- (5) 訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。
- (6) 引渡し訓練（帰宅困難な児童への対応を含む）及び、避難所開設の訓練を行う。
- (7) 過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備えて、複数の避難場所や避難経路の設定をする。

6 定期的な巡回

校内巡回

通常は、次にあげる体制で、始業前は正門指導、授業中・放課後は校内巡回を実施し、不測の事態に備える。

- 1 毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童の動きに注意を払う。
- 2 巡回中に来校者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声掛けを行う。
- 3 出勤後から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。
- 4 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- 5 不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるよう、日ごろから保管場所を把握しておく。
- 6 放課後の巡回は、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に行う。

* 校内巡回当番表

- (1) 始業前 〇時〇〇分～ 〇時〇〇分（正門指導）
- (2) 授業中 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分（月・水・金） {毎月時間を変更}
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分（火・木）
- (3) 放課後 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 {安全点検を含む}

	月	火	水	木	金
(1) 始業前	教頭	校長	教頭	校長	教頭
(2) 授業中					
(3) 放課後					

定期校外巡回等

- 1 通学路点検・・・・・・・・ 毎年〇月と〇月に、PTAと全教職員で実施後、安全マップを作成する。（防犯、交通、災害それぞれの観点を明確に）
- 2 地域への協力依頼・・・ 毎年〇月に、学校から地域の人に「こども110番のいえ」への協力、登下校時の見守り活動及び登下校中の事故等に関する学校への情報提供等について依頼する。
- 3 校区内巡回・・・・・・・・ 毎年夏休み前と冬休み前に、PTA主催の校区内巡回を教職員とともに実施する。（危険箇所等の掌握や対策に努める）

7 日常の来校者等への対応

遅刻した児童の場合

正門横の通用口から入ってきた児童の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示する。その際、児童と一緒に部外者が入ってこないように状況を確認しておく。

来校者の場合

- 1 玄関口や職員室で、所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来校者カード（名札）」の着用をお願いします。名札の紐色は、来校者は黄色、教職員は青色等、識別できるようにする。
- 2 特に挙動が不審な場合には、すぐに校長（又は教頭）に連絡し、指示を仰ぐ。
- 3 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」を着用してもらう。
忘れた場合は、来校者カードを着用してもらう。
- 4 用件終了後、玄関口や職員室で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、退校するのを見届け、門扉を閉める。

* 来訪者名簿（記入例）

月日	お名前	所属等	用 件	入・時間	退・時間	名札番号
/	〇〇〇	△△△		:	:	1 2 1 3
/						1 4

←保護者

←保護者以外

* 来校者用のカード（透明ホルダーに入れ、首からつるして使用する。）

「保護者カード（名札）」 「来校者カード（名札）」
 保護者（事前に配布、□数字は年度、4桁の数字） その他の来校者の場合（1～3桁の数字）

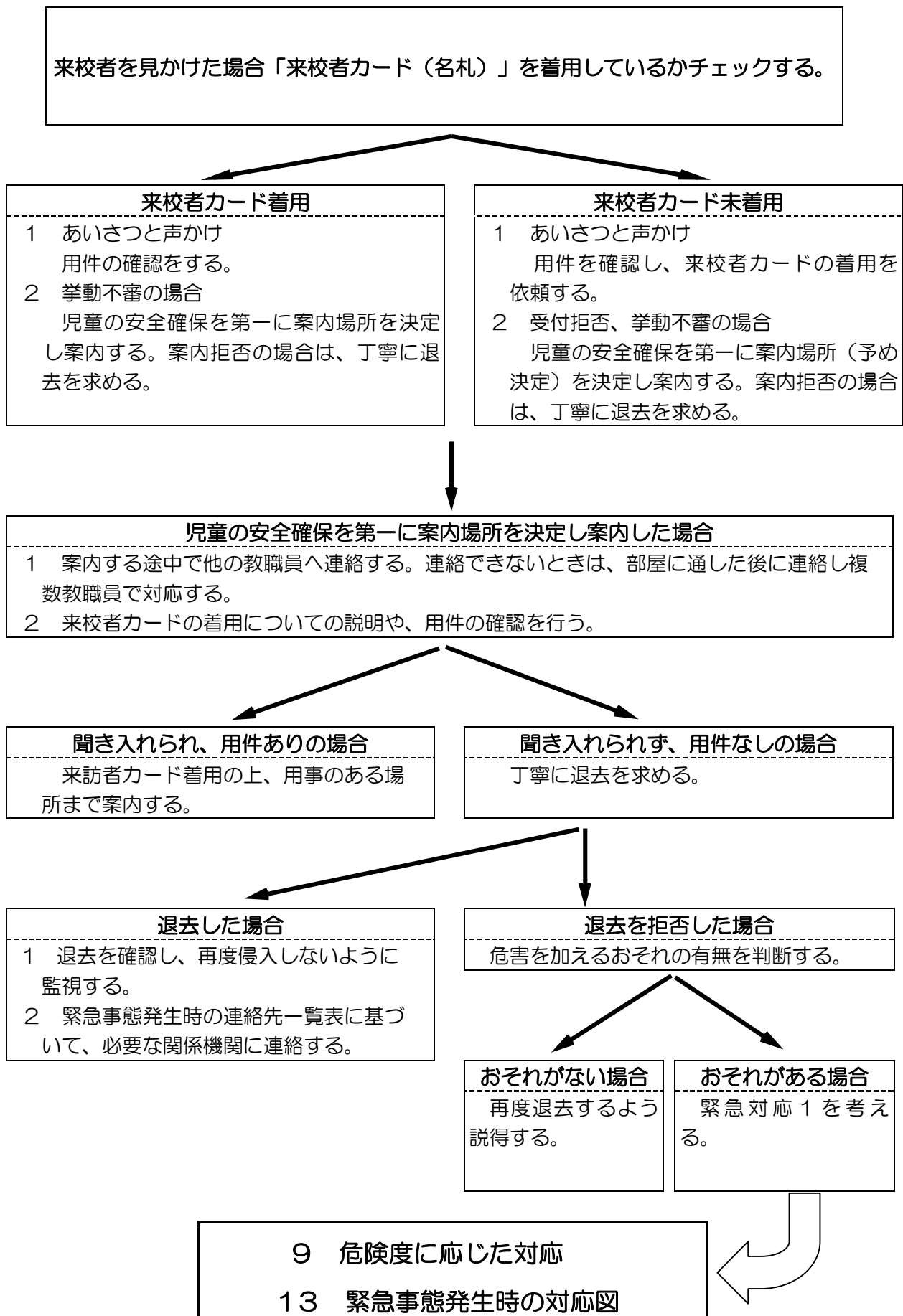
22	保 護 者
1 2 1 3	
年 組	番 号
偽造されない	
マークなど	〇〇小学校

来 訪 者	
1 4	
番 号	
偽造されない	
マークなど	〇〇小学校

近隣で不審者情報があった場合や犯罪予告やテロへの対応

- ◇ 確認事項「内容」「情報提供者の名前・連絡先」
- ◇ 「校長・教頭・安全部等」に連絡を行い、必要に応じ、警察や教育委員会等の関係機関と連携した上で対応を決定する。
（集団下校等の実施について検討・対応）
（電子メール、ホームページ、ツイッター、文書等により速やかに保護者・地域の人に提供）

8 関係者以外の立入りに対する対応



9 危険度に応じた対応（緊急対応1～3）

	事件（不審者侵入）	災害・ <u>全国瞬時警報システム（地震・弾道ミサイル等）</u>
緊急対応1	退去を求めても応じず、危害を加える恐れがある場合	震度3以上の地震発生、交通機関は運行 校区の河川氾濫警戒、校区で土砂災害発生 <u>緊急地震速報（予報）、弾道ミサイル発射情報受信 等</u>
緊急対応2	危害を加えるおそれが非常に高い場合	震度5弱以上の地震発生、交通機関は運行を維持（乱れている）、校区の河川氾濫、台風などの警報が発令 <u>緊急地震速報（警報）、弾道ミサイル日本に落下する可能性あり 等</u>
緊急対応3	危害が及んでしまった場合	震度6弱以上の地震発生、校区で広域的な火災発生 交通機関が不通、原子力災害発生、 <u>緊急地震速報（特別警報）、弾道ミサイル日本に落下 等</u>

※ 地震が発生した際は各教室で一次避難の指示をする。

※ 集団下校をする際、教職員は地域の役割分担に基づいて引率または校区の巡回を行う。
（緊急対応1、場合によっては2）

緊急対応1		
	事件（不審者侵入）・災害（地震）発生 <u>緊急地震速報（予報）・弾道ミサイル発射情報の受信</u>	事件（不審者の確保）・災害（地震による揺れ） 収束 避難解除
対策本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況の変化に対応できるような統括と指揮 ○ 校長（教頭） 110番通報の指示 ○ 校内緊急放送で緊急対応1であることを全教職員、児童に連絡（暗号、決めた文例を使用） ○ 児童の避難の必要性の判断と指示 ○ 不審者逃亡の場合、近隣校への連絡を教育委員会に要請 ○ <u>全国瞬時警報システムは地震や弾道ミサイル等、要因を確認するとともに情報の収集に努める。（テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、消防、教育委員会等への状況報告 ○ 保護者（PTA本部役員等）への連絡 ○ 当日の授業継続、下校方法等の決定 ○ 今後の登下校方法・授業についての決定 ○ 保護者説明会の準備と開催 ○ 保護者あて連絡文書の作成 ○ 近隣学校への情報提供（必要に応じて） ○ 報道機関へ
不審者・災害対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者を落ち着かせるよう丁寧な対応 ○ 不審者の言動に注意 ○ 隔離できる場所へ連れて行く努力 ○ 所持品（凶器等危険物）の確認の努力 ○ 不審者との距離の確保（1.5m以上） ○ 警察が到着するまで児童に危害が及ばないよう配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内を巡回し、他の不審者の有無の確認 ○ 逃げ遅れた児童や負傷者の有無の確認 ○ 児童の安全確保の応援 ○ 事件の情報収集、把握、整理 ○ 学校や地域の状況の把握
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震の可能性も考慮して対応 ○ 校内巡回し、被害の状況を確認 ○ 校区内の安全を確認

児童対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の人員確認と安全確保 ○ 教室で待機、避難についての放送等の指示を待つ。 ○ <u>緊急地震速報（予報）、弾道ミサイル発射情報受信は、状況を把握、安全な場所を判断して避難、姿勢を低くして頭部を守る。</u> ○ 児童の安全確保確認後、可能な範囲で不審者対応の応援体制を編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下校方法決定後、全保護者と連絡をとり、児童の安全下校を確認 ○ 保護者あて連絡文書を児童へ配布
救助チーム		<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内巡回し、負傷者の有無を確認 ○ 校内の状況把握と報告
救護チーム		<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の応急手当

緊急対応2		
対策本部チーム	<u>対応1に加えて</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内緊急放送で緊急対応2であることを全教職員、児童に連絡 (暗号、決めた文例を使用) 	<u>対応1に同じ</u>
不審者・災害対応チーム	<u>対応1に加えて</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険を周知 (笛、大声、大きな音、火災報知器) ○ 不審者の移動を阻止する努力 ○ 攻撃に備え防御できる身近な道具の活用 (ほうき、いす、机、消火器、ものさし等) ○ 近くに児童がいる場合は逃げるように指示 ○ 児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけない努力 ○ 児童が捕らわれている場合は、不審者を説得 	<u>対応1に同じ</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難（学校内）後、場合により安全な避難場所へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的な災害の予測 ○ 下校判断（学校待機か一斉下校か等） ○ 保護者へ連絡
児童対応チーム	<u>対応1に加えて</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所、経路の決定、避難 ○ 避難後の児童の人員確認と負傷状況等の確認 	<u>対応1に加えて</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急下校または、学校待機の準備
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難（学校内）後、場合により安全な避難場所へ避難 	<u>対応1に加えて</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急下校または、学校待機の準備

救助チーム		対応1に加えて ○ 校内を巡回し、避難できていない児童・教職員の確認及び不明児童・教職員の搜索 ○ 校内巡回し、被災箇所の有無を点検
救護チーム	○ 準備した救急用品、負傷者搬送時の学校との連絡方法を確保して避難場所、負傷者発生現場へ急行（お金、携帯電話、緊急連絡網等） ○ 負傷状況の確認と応急手当 ○ 救急車要請の判断	対応1に同じ

緊急対応3		
対策本部チーム	対応1に加えて ○ 校内緊急放送で緊急対応3であることを全教職員、児童に連絡 (暗号、決めた文例を使用) ○ 負傷者対応の要請で救急車手配（119番）	対応1に同じ
不審者・災害対応チーム	対応1、2に加えて	対応1に同じ
	○ 一次避難後、より安全な避難場所へ避難	対応2に加えて 避難所としての初期対応
児童対応チーム	対応1、2に同じ ○ 避難場所、経路の決定、避難 ○ 避難後の児童の人員確認と負傷状況等の確認	対応2に加えて ○ 二次避難、三次避難場所での児童の健康観察
救助チーム		対応2に同じ
救護チーム	対応2に加えて ○ 負傷者発生現場へ急行 ○ 負傷者の応急手当、搬送準備、救急車手配の要請 ○ 負傷者氏名等の確認とリスト作成 ○ 救急車同乗と搬送先からの連絡	対応1に加えて ○ 負傷児童と保護者等への対応 ○ 心のケア

10 学校行事の受付体制（参観日・運動会）

保護者参観

（PTAの協力による不審者の侵入防止のための方策）

- 1 PTA役員に受付の応援を依頼する。担当者には、腕章、笛等を配布する。
- 2 「保護者カード（名札）」を着用している場合は、保護者名簿に記入（チェック）してもらう。
（保護者カードを忘れた保護者には、当日限りの「参観者カード（名札）」を配布する。）
- 3 「受付等の留意点」の内容
 - (1) 保護者カード着用者には、児童名簿にチェックしてもらう。
 - (2) 保護者カードを忘れた保護者には、児童名を確認の上、名簿にチェックをしてもらい、新たに「参観者カード」を配布する。
 - (3) 駐輪等整理担当者は、自転車等で来られる保護者に対して、駐輪場所の案内や整理を行う。
 - (4) 挙動不審な者が来校した場合は、担当者の中の一人に直ちに本校教職員に連絡してもらう。残り的人で不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応してもらう。
（相手を興奮させない。）
 - (5) 近くに児童がいる場合は、児童をその場から遠ざける。（児童の安全が最優先）
 - (6) 不審者が突然暴れ出した場合など緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危険を知らせ、むやみに不審者に立ち向かわず、いす等で防御できる準備を整えておく。

運動会

保護者参観に準ずるが、次の点について追加又は変更し、臨機応変に対応する。

- 1 保護者カードを忘れた保護者や地域の人には、必要事項（児童の学年、組、来訪者名）を記入してもらい、当日限り有効の「運動会用カード（名札）」を配布する。
- 2 「受付等の留意点」の内容
 - (1) 保護者カードを忘れた保護者には、児童名を確認の上、名簿にチェックをしてもらい、新たに運動会用カードを配布する。
 - (2) 正門係は、招待状を持参した来賓を、「来賓受付」へ案内する。
 - (3) 警備巡回係は、不測の事態に備えて、防御できる用具等を身近に置いて準備しておく。

1.1 学校行事の危険等発生時の対応（参観日・運動会）

保護者参観

- 1 教職員、保護者等学校にいるものすべてが「カード（名札）」を着用する。
（着用のない場合は声をかけ、確認する。）
- 2 万一、不審者が侵入した場合は、危険度に応じて緊急対応1～3の行動をとる。
- 3 全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動揺させないよう、保護者に対し簡単に事情を説明し、教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。その際、保護者や児童が動揺しないよう、落ち着いて対応する。

* 担任等の保護者への説明例

「皆さん、今の放送は、校内の〇〇でトラブルがあった場合の暗号による放送です。すでに、本校教職員が緊急体制に入っていますので、落ち着いて、この教室の子どもたちの安全を確保できるよう、協力してください。教室の中に入りドアを閉め、児童とともにドアから離れてください。私は、廊下に出て状況を確認しますので、お待ちください。」

- 4 教職員は、防御できる用具を持ち、保護者に対しても準備してもらうよう依頼する。
- 5 その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。
- 6 災害発生時は通常の対応を行い、保護者の安全確認には受付名簿を使用する。

運動会

保護者参観に準ずるが、次の点について追加又は変更し、臨機応変に対応する。

- 1 児童は運動場で活動しているので、それぞれの学年、組の児童を、担任を中心としてしっかりと掌握しておく。
- 2 昼食時は、教室を使用するので、事前に教室付近を巡回する。
- 3 運動場に不審者と思われる人物が現れた場合は、声を掛けて、正当な理由があるのかを尋ねる。また、近くにいる複数の教職員で取り囲み、児童に近づけないようにするとともに、防御できる用具を準備する。その際、近くにいる保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保する。
- 4 運動場以外で危険等が発生し、運動場の教職員等に不審者の状況が確認できない場合は、緊急放送を行い、状況を知らせる。その場合、まず児童の安全を確保し、また、保護者にも協力を求める。
- 5 児童は運動場で活動しているので、災害発生時はその場に座らせ、安全を確認する。保護者にも同様の指示をし、「子どものそばに駆け寄らない」等、落ち着くように声を掛ける。

12 学校行事の体制等(校外活動)

校外学習等、校外での活動時の留意事項

1 計画の作成

- (1) 場所等の選定については、地理的な状況や交通機関等、計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所とその安全対策について確認する。
- (2) 経路や活動場所近くの公衆電話、救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認し、必要に応じて連絡するとともに、名称と電話番号は保護者への案内プリントやしおり等に明記する。

2 事前準備等

- (1) 児童への事前指導
 - ア 児童に対して安全指導（交通安全、災害安全について）と防犯指導（知らない人がついてくる、声を掛けられた場合の対応等）を十分に行う。
 - イ 特に、防犯指導については、犯罪被害のおそれがある場合など、万一の際の対処のしかた（「助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す」など）についても指導する。
- (2) 当日の対応
 - ア 緊急時は、学年主任が全体の指示を行い、それに従って担任は児童の安全を守る。
 - イ 万一の緊急事態に備えて、学校、保護者等にすぐ連絡できるよう、携帯電話（無い場合は小銭とテレホンカード）、保護者の連絡先一覧（緊急時の連絡網）、救急病院の連絡先等を持参する。また、笛、防犯ブザー、横断旗、カラーベスト、メガホン等も用意しておく。
- (3) 活動場所についての確認
 - ア 活動場所の立地条件を確認する。（河川の状態、海岸近く、標高等）
 - イ 災害に応じた避難場所を確認する。

3 危険等発生時

- (1) 直ちに、学校（〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）、警察（110番）、救急（119番）、保護者に連絡する。
- (2) 状況を把握し、他の児童の安全確保に十分留意する。

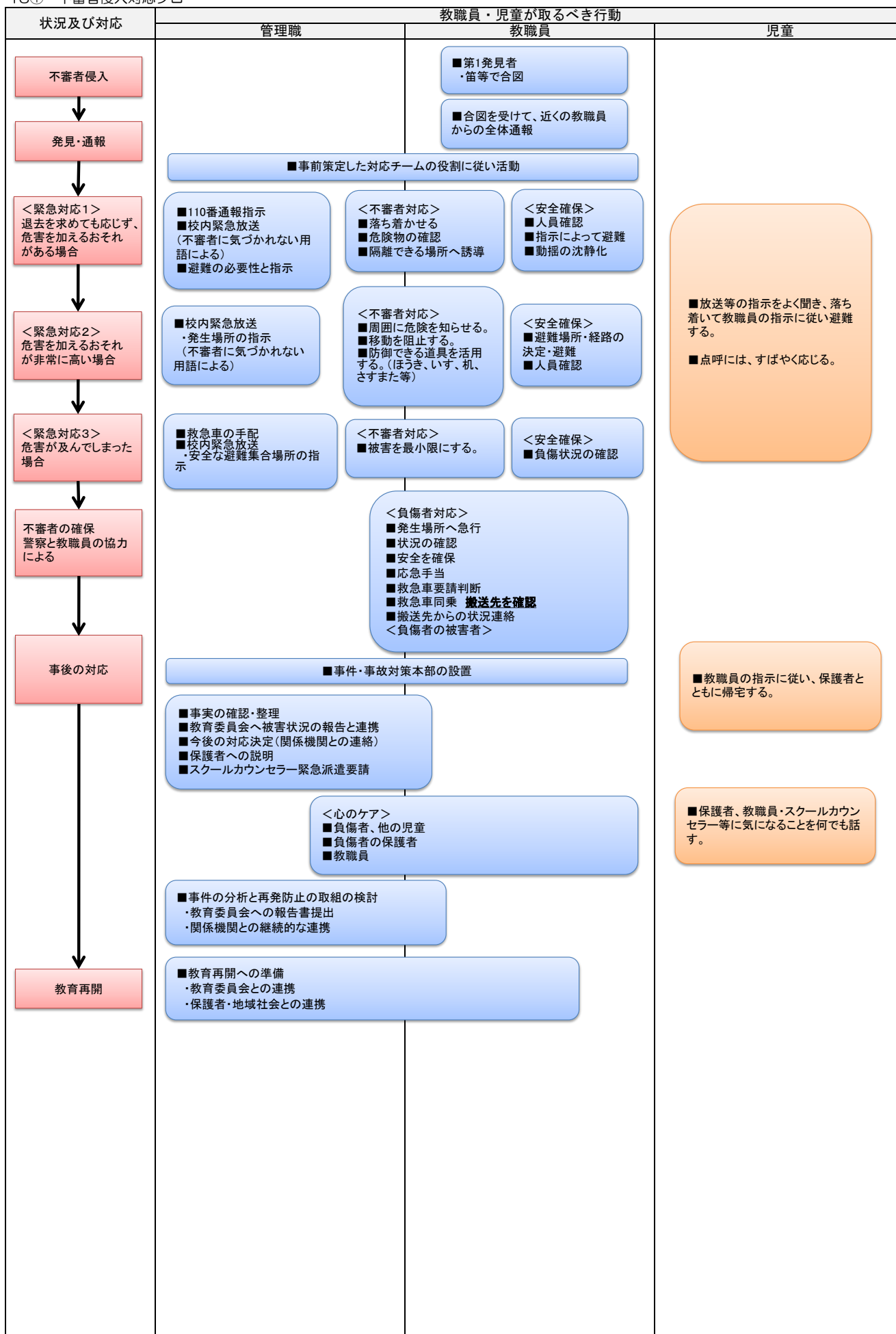
4 校外活動の安全管理

活動場所、活動状況が極めて多岐にわたるため、その場や状況に応じたリスクを想定しておく。
また、児童生徒等の発達や特性に応じた安全管理を行う。

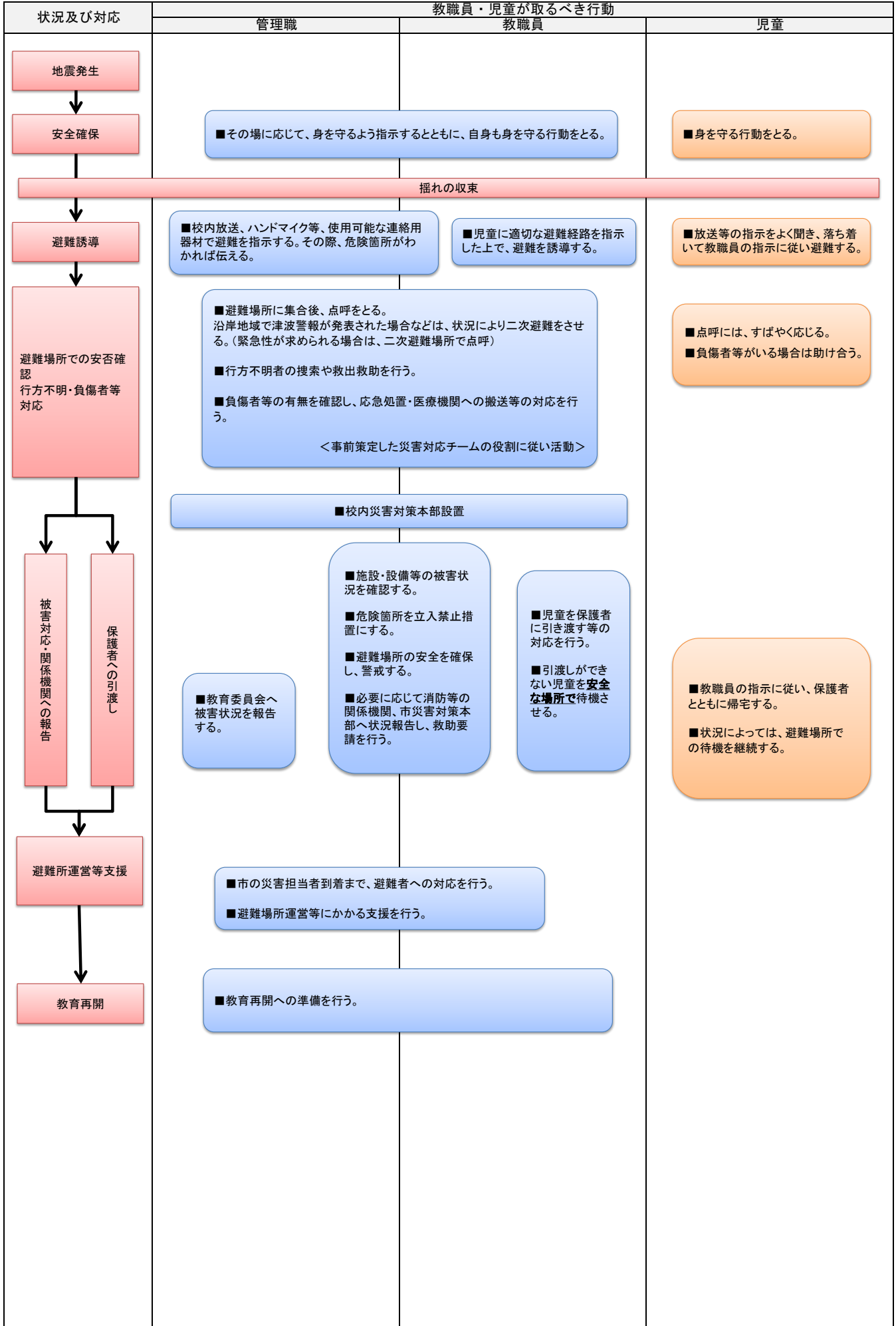
* 他の学校行事・PTA行事についても、児童等の安全を十分考慮して、これに準じて対応する。

13 危険発生時の対応図及び注意点

13① 不審者侵入対応フロー



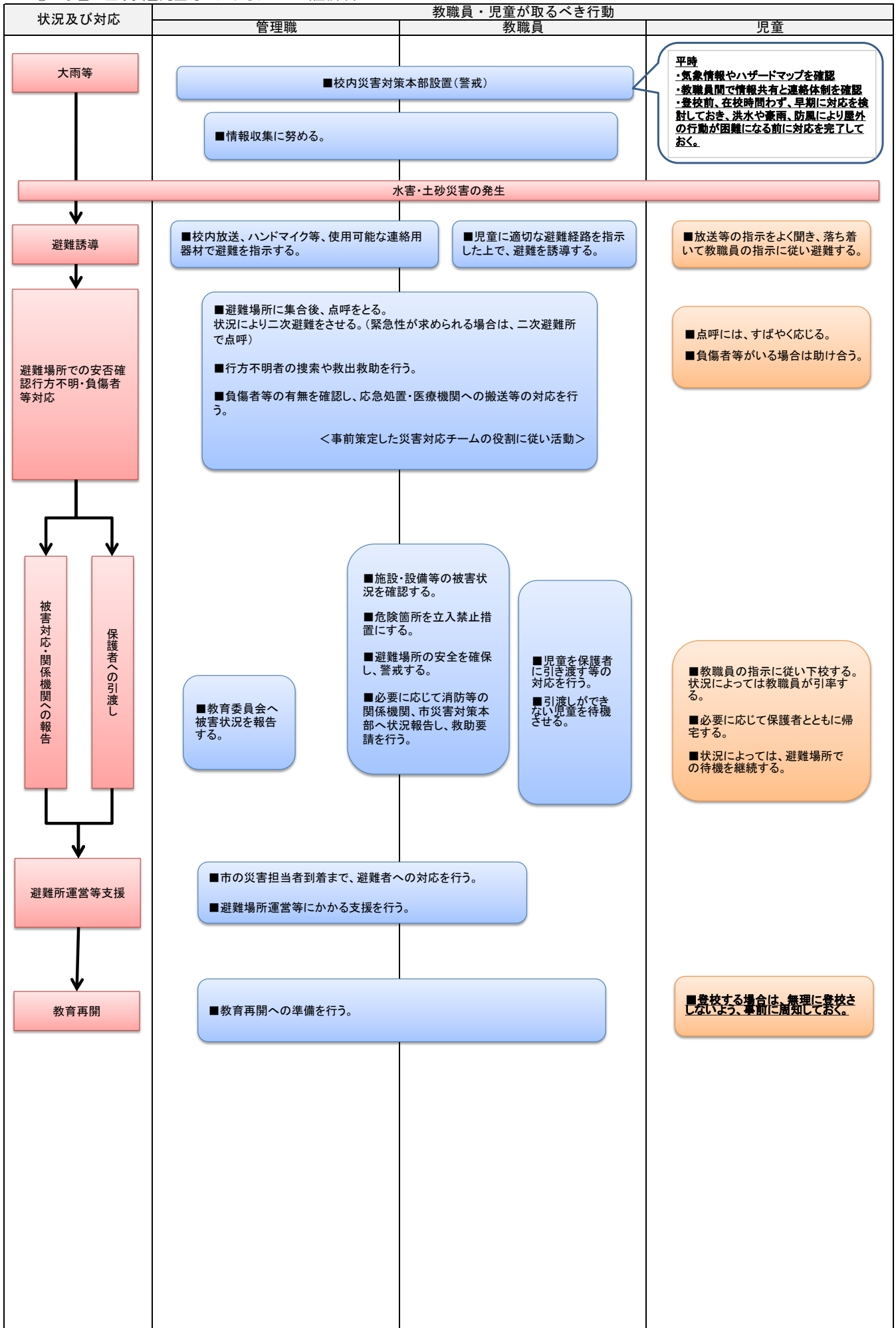
13② 地震発生時における対応フロー（在校中）



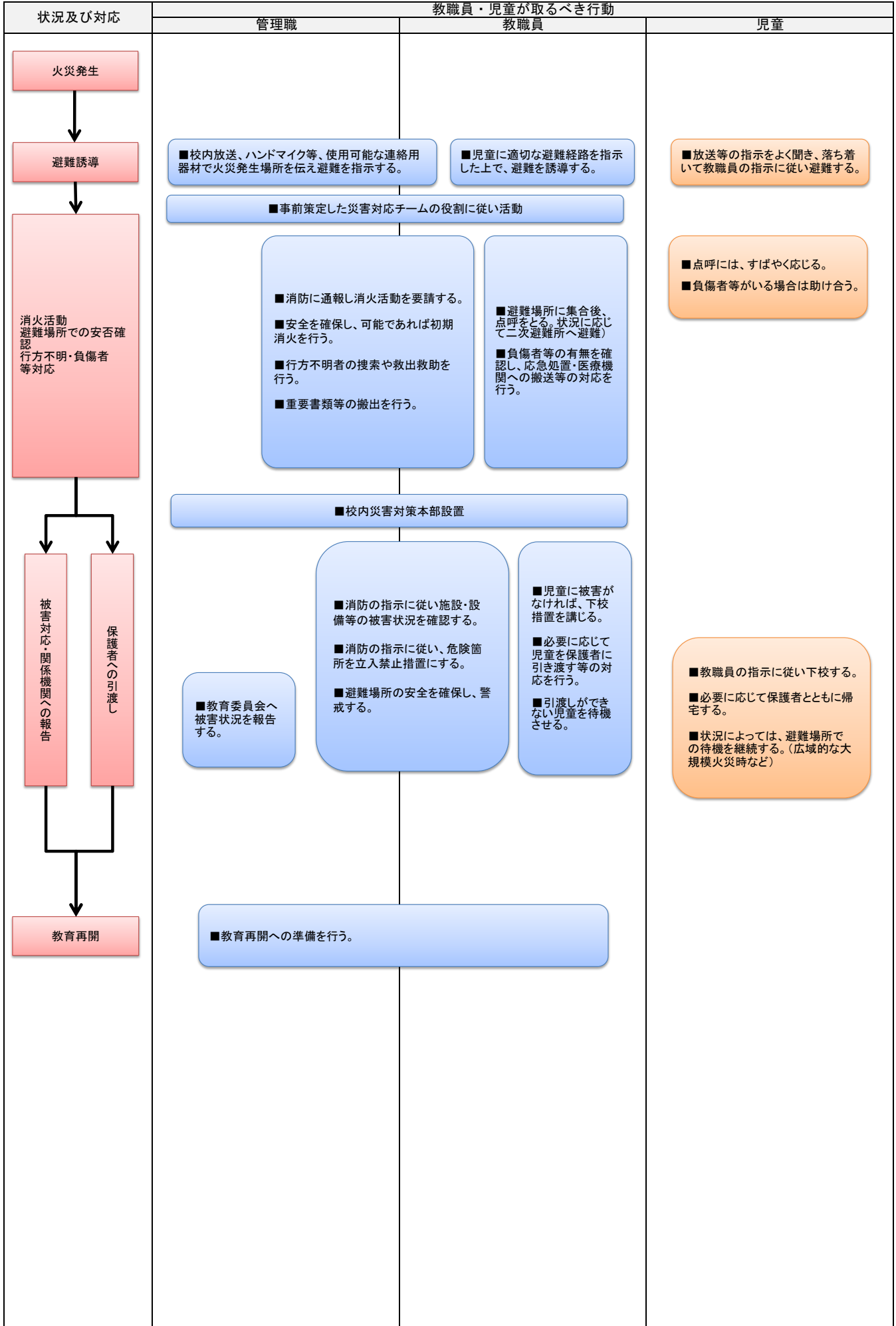
1.3.3 地震発生時における対応フロー（校外活動中）

状況及び対応	教職員・児童が取るべき行動		
	管理職（学校）	引率教職員	児童
地震発生			
安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ■地形や周囲の状況に応じて、身を守るよう指示するとともに、自身も身を守る行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■身を守る行動をとる。
揺れの収束			
避難誘導		<ul style="list-style-type: none"> ■最寄りの安全な場所へ避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員の指示に従い避難する。
避難場所での安否確認 行方不明・負傷者等対応	<ul style="list-style-type: none"> ■あらかじめ決めておいた緊急用連絡方法で現地との連絡体制を確保するとともに、被害情報収集体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■安全な場所に集合後、点呼をとる。沿岸地域で津波警報が発表された場合などは、状況により二次避難をさせる。（緊急性が求められる場合は、二次避難所で確認） ■行方不明者の捜索や救出救助を行う。 ■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員とはぐれた場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡をとる。 ■引率教職員と連絡がとれない場合は、現地の警察や公的機関等に行くなど安全を確保した上で、学校・保護者へ連絡する。
被害への対応、現地との連絡、保護者への連絡、関係機関との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ■テレビ・ラジオ等で現地の被害情報を収集する。 ■状況により応援教職員を派遣する。 ■保護者へ状況を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校と連絡をとり、状況を報告し、指示を受ける。 ■必要に応じて現地の消防等の関係機関へ救助要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員の指示に従い行動する。
帰校・帰宅への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■交通機関の状況や現地の安全状況を確認の上、帰校・帰宅か現地待機などの対応を行う。 		

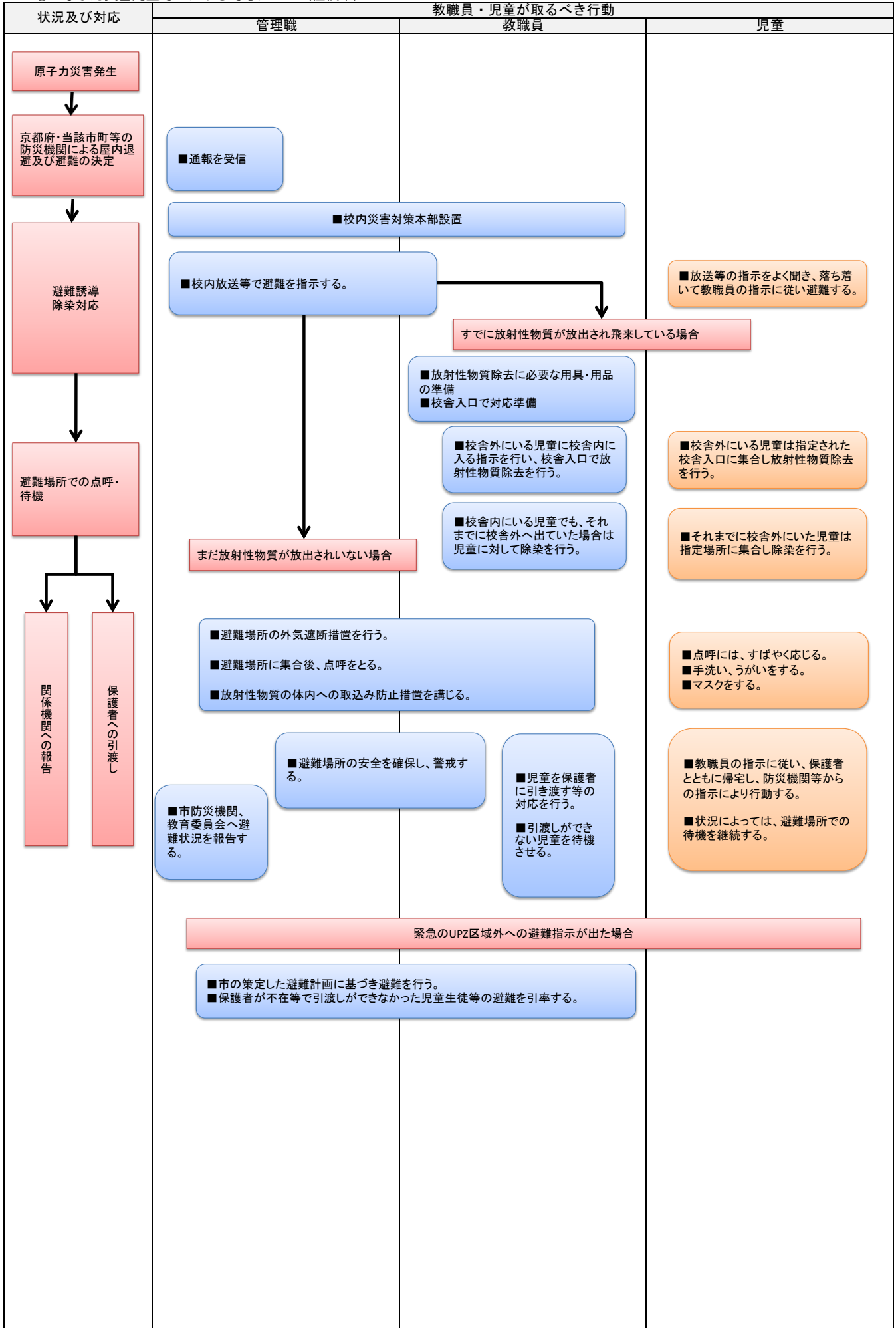
13④ 水害・土砂災害発生時におけるフロー（在校中）



13⑤ 火災発生時における対応フロー（在校中）



13⑥ 原子力災害発生時における対応フロー（在校中）



13⑦ 危険等発生時の注意点

ア 頭頸部外傷への対応

- ・すぐには立たせない。(動かさない)
- ・意識障害がある場合はすぐ救急車を要請する。
- ・意識消失(気を失う)から回復しても速やかに受診し、医師の判断を仰ぐ。

イ 熱中症への対応

- ・意識を失っている場合はすぐに救急車を要請する。
- ・意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、水分補給と衣服を緩めて全身を冷却する。症状が改善しない場合は病院へ搬送する。(状況に応じて救急搬送することも検討)

ウ 食物アレルギーへの対応

- ・全身、呼吸器、消化器のそれぞれに異常があれば速やかに救急車を要請する。
- ・緊急性が高いアレルギー症状があるか5分以内に判断する。
- ・ただちにエピペンを使用する。
- ・反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生法を行う。

エ 各気象災害

(ア) 大雨(洪水・土砂災害)

- ・気象情報、防災気象情報、避難情報及びハザードマップ等を確認しておく。
- ・防災気象情報及びハザードマップの想定を上回る洪水や土砂災害が生じる可能性もあることを踏まえておく。
- ・教職員で情報共有と連絡体制を確認しておく。
- ・学校は避難所指定になっている事から、その対応について教職員の体制整備や自治体の防災部局と連携して準備しておく。

(イ) 雷

- ・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、素速く情報を収集し、必要に応じて児童生徒等を待機させる。その際は、学校の対応を保護者に連絡する。

(ウ) 竜巻

【教室にいる場合】

- ・飛来物を避けるため、窓を閉め、カーテンを引く。
- ・窓ガラスからできるだけ離れる。
- ・丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守る。

【教室以外にいる場合】

- ・壁に近い場所で避難姿勢をとる。
- ・建物の最下階に移動する。
- ・登下校時などは近くの頑丈な建物や地下に避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

(エ) 地震・津波

【初期対応】

- ・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難する。

【二次対応】

- ・ 素早い情報収集と臨機応変な判断と避難
- ・ 想定すべき二次災害
- ・ 津波（海からの津波 河川を遡上して堤防を越えてくる津波）
- ・ 火災（学校からの出火 周辺の地域からの延焼・類焼）
- ・ 余震（建物の倒壊 非構造部材の落下・転倒・移動）
- ・ その他（土砂災害 液状化 地盤（沈下、すべり、擁壁の崩壊等） 水害 原子力災害 雪害）

オ Jアラート・弾道ミサイルへの対応

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

○避難行動について

【屋外にいる場合】

- ・ 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・ 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- ・ 床に伏せて頭部を守る。

※追加情報があるまでは、引き続き屋内避難を継続する。

カ 犯罪予告・テロ等への対応

【発生時の対応】

- ・ 学校独自の判断は避ける。
- ・ 警察（消防）に通報し指示を仰ぐ。
- ・ 教育委員会へ報告し連携しながら対応する。
- ・ 教職員に状況を説明し、最悪の状況を想定しつつ、児童の安全を第一に対応する。
- ・ 児童が不安にならないよう配慮しつつ、安全な場所に速やかに避難する。
- ・ 不審物を発見した際は、近寄らず、警察へ通報する。

14 危険等発生時の連絡先一覧表

* 通報はあわてず落ち着いて

連絡の要点	① 学校名	〇〇〇立〇〇小学校
	② 学校住所	〇〇〇〇〇 〇〇番地
	③ 電話番号	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
	④ 連絡者の氏名	〇〇 △△
	⑤ 概要の説明 (簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ ・どこで ・何があった ・今どうなっている (被害の状況等) ・不審者は (人相・車種・逃走方向等)

機 関 名	電 話 番 号
〇〇警察署 (緊急時 110番)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇消防署 (緊急時 119番)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇教育委員会△△課	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇病院 (内科)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇病院 (外科)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校医 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校歯科医 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校薬剤師 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇保健所	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇

氏 名	電 話 番 号
校 長 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
教 頭 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
P T A会長 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
近隣の学校 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇

[掲示場所：校長室、職員室（事務室）、保健室]

- * 校内に複数の避難場所や経路を設定しておく。
- * 避難場所や経路は、災害や不審者侵入の状況によって判断し、本部が指示をする。
指示がない場合は教室にいる教職員が判断する。危険等から離れることを原則にする。
児童にも危険から離れることを指導しておく。
- * 避難したときには、教職員の役割分担に従って、児童の安全確認を行う。
- * 不審者侵入や犯罪予告、弾道ミサイル発射時は、教室に残り避難体制を整える場合もある。

校外の避難場所

災害に応じて、校外の避難場所を設定する。

津波や洪水で校内に残ることが危険な場合は、速やかに〇〇の高台に向かう。なお、避難先の決定については、市町村の防災部局と協議しておく。

避難場所に設定した場所とは事前に連携しておく。(市の防災担当部局と十分な協議が必要)

〇〇川の氾濫	国道〇号線を通して□□高等学校の体育館へ避難する。
--------	---------------------------

16 状況記録用紙

※状況に応じて、模造紙やホワイトボード、黒板に記入する。

(時刻)	(事象・内容)	(対応者)	(記入者)

(記入例)

(時刻)	(事象・内容)	(対応者)	(記入者)
14:00	地震発生 運動場へ避難指示	本部(教頭)	本部(事務山下)
14:05	避難終了 不明児童確認 2-3(女、山田) 5-2(男、田中)	救助班搜索	山下
14:08	給食室、理科室より出火確認 初期消火 消防署連絡	災害対応班 本部(山下)	山下 山下
14:12	不明児童山田2-3教室で発見 負傷・意識あり 応急手当 救急車要請	救護班 山下	山下 教頭
14:15	消防車到着		
14:17	負傷児童3名 1-1(女、鈴木) 3-1(男、佐藤) 4-2(男、山本) 救護所で応急手当	救護班 同乗者(高橋)	山下 山下
14:18	負傷児童(山田)搬送		
14:20	不明児童5-2(男、田中) 図書室机の下で発見	救助班3名図書室へ	山下
14:30	山田搬送先決定 京都病院へ		山下
14:30	山田保護者へ連絡		教頭
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

19 報告文

〔保護者向け報告文（例）〕

〇〇年〇月〇日
保護者 様
〇〇〇立〇〇〇学校 校長 〇〇 〇〇
〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について
この度の〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について、取り急ぎ御報告させていただきます。
（事実概要）
（休校措置・再開の目途について）
（保護者説明会の開催について）
（心のケア等に関する取組）

〔保護者説明会の次第・内容等の一例〕

司会・進行（教務主任）
一、 学校長全体説明（校長）
一、 説明（教頭）
（一） 事件・事故の概要
・ 発生日時、場所
・ 加害者、被害者
・ 人数、被害の程度
（二） 被害者への対応
・ 応急手当、救急車
・ 家庭訪問
（三） 今後の対応
・ 見舞い、心のケア
・ 安全対策、休校措置
・ 関係機関との連携
（四） 協力依頼
・ 防犯パトロール
・ 不審者の情報提供
一、 質疑応答
・ 終わり

20 登下校時における危険等発生時の対応

不審者情報・事件・事故災害の学校への第1報

*緊急対応が必要か判断

＜緊急対応を要しない場合＞

緊急対応

状況に応じて、警察、教育委員会等関係機関に通報。地域住民・保護者・ボランティア等と連携を図り、対策を強化

被害者等の安全確保

＜学校の対応＞

- 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には110番通報を行う。
- ボランティア等の支援を得て、児童の安全確保を図る。
- 現場(病院等含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
 - (1) 避難している児童の安全確保
 - (2) 不審者の現在の様子
 - (3) 現場での対応の様子
 - (4) 負傷者の搬送の状況
- 教育委員会への第1報と支援要請を行う。
- 負傷者がいる場合には、119番通報や保護者への連絡を行う。

登下校の安全確保

(不審者が確保されていない場合)

＜学校の対応＞

- 1 安全確保までの児童の保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。
 - (1) 児童の現状の把握
 - (2) 下校前であれば、安全確保まで学校待機
 - (3) 保護者への引渡しや保護者同伴の集団登下校などを行う。
- 2 地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会等への支援要請を行う。
- 3 必要に応じて、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。
- 4 警察の指示の下、教育委員会と連携して事案に応じて対応する。
- 5 児童を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全第一で行動する。

事後の対応や措置

登下校時の安全
対策の強化

＜学校の対応＞

- 情報の整理と提供
- 児童への説明と指導
- 保護者等への説明
- 心のケア
- 再発防止対策実施
- 報告書の作成
- 災害共済給付請求
- 地域住民・保護者・ボランティア等に協力要請
- (CCST派遣依頼)

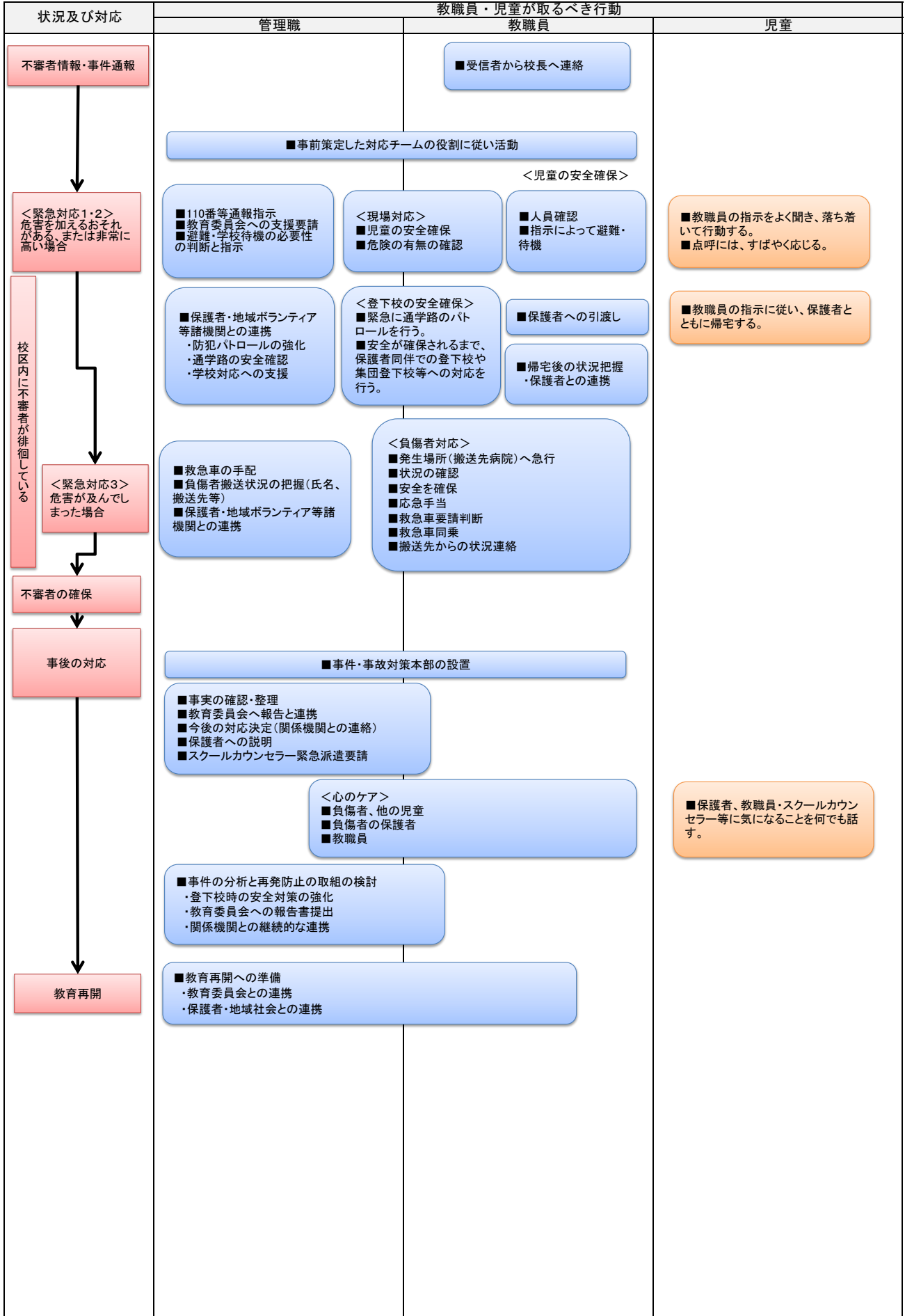
協力要請

＜地域住民・保護者・ボランティア等の対応＞

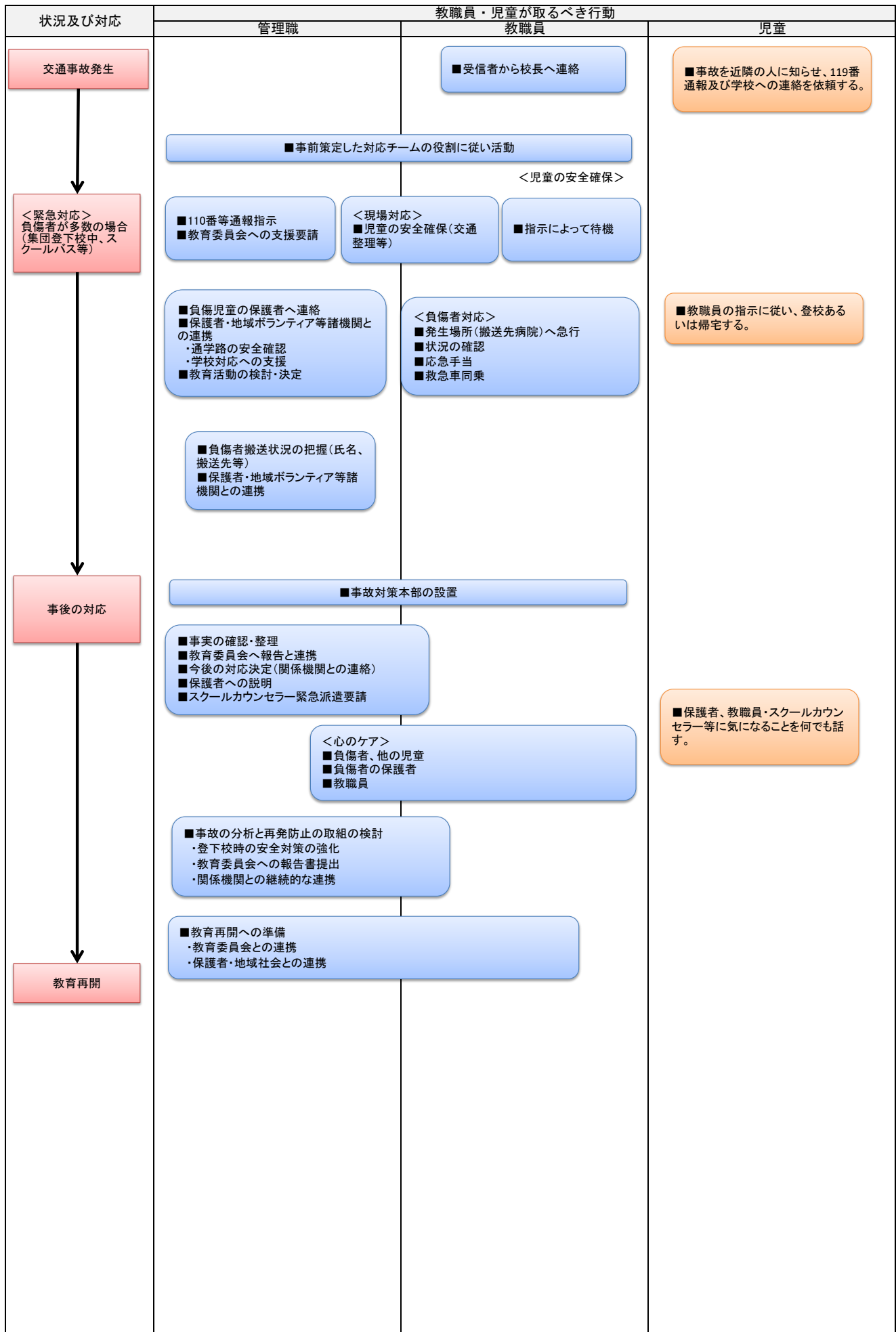
- 防犯パトロールの強化
- 保護者等による安全点検
- 通学路の防犯施設・設備などの整備・充実
- 不審者情報等の情報ネットワークの整備・充実
- ボランティア等の研修
- 学校の事後対応への支援

21 登下校時における危険等発生時対応フロー

21-1 登下校時の不審者情報・事件対応フロー



21-2 登下校時の交通事故対応フロー



21-3 登下校時の地震発生時における対応フロー

状況及び対応	教職員・児童が取るべき行動		
	管理職	教職員	児童
地震発生			
安全確保	■身を守る行動をとる。		■身を守る行動をとる。
揺れの収束			
避難	■校内災害対策本部設置		■原則として、自宅、学校、地域の避難場所のいずれかの安全で近い所へ向かう。 ■津波の危険があるときは、最寄りの安全な高台へ避難する。
避難場所での安否確認、 行方不明・負傷者等 対応	■事前策定した災害対応チームの役割に従い活動 ・在校教職員で対応チームを編成し活動(不在教職員のカバーも確認) ・通勤途中の場合は、安全を確認しながら学校または児童が避難する避難場所まで合流 ■児童の安否確認及び安全を確保する。 沿岸地域で津波警報が発表された場合などは、状況により二次避難をさせる。(緊急性が求められる場合は、二次避難所で確認) ■行方不明者の捜索や救出救助を行う。 ■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を行う。		■登校した場合は、教職員の指示に従い避難する。 ■帰宅した場合は、学校へ連絡する。
被害対応・関係機関への報告	■教育委員会へ被害状況を報告する。	■施設・設備等の被害状況を確認する。 ■危険箇所を立入禁止措置にする。 ■避難場所の安全を確保し、警戒する。 ■必要に応じて消防等の関係機関、市災害対策本部へ状況報告し、救助要請を行う。	
保護者への引渡し		■学校にいる児童を保護者に引き渡す等の対応を行う。 ■引渡しができない児童を待機させる。	<登校してきた児童> ■教職員の指示に従い、保護者とともに帰宅する。 ■状況によっては、避難場所での待機を継続する。
避難所運営等支援	■市の災害担当者到着まで、避難者への対応を行う。 ■避難場所運営等に係る支援を行う。		
教育再開	■教育再開への準備を行う。		

22 避難所の運営

本校は広域避難場所になっている。市の防災担当部局の職員が配置されるまで、本校の教職員で避難所を運営する。

教育活動中	児童の安全確保と教育活動を最優先とする。 管理職及び担任外（授業担当教諭以外）の教職員で初期対応する。
教育活動外、 教育活動継続が 不可能な場合	児童の安全を優先しつつ、対応可能な教職員で初期体制をとり運営する。 広域的な大災害の場合、市の防災担当部局との連携が図れないことも考えられるので、教職員のみで運営する体制を整える。

役割分担表

対応可能な教職員で役割を分担し、避難所運営業務を行う。

災害種類や規模、季節、気候などによって対応を臨機応変にすること。

役割分担	最少人数	仕事内容
避難所運営本部	(1)	各分担を掌握し、適宜対応を検討しながら方針を決める。(管理職または準じる者)
避難所受入れ・ 区割り・ 名簿作成班	1	避難者を受け入れ、誘導、避難者の名簿を作成する。また、避難者の人数に応じて区割りを行い、避難所が共同生活しやすくなるよう支援する。
被害状況調査・ 情報収集・伝達班		校舎・避難所の建物、設備等の点検を行う。また、通信やライフライン、市広報等の情報収集、校区被害情報の収集を行う。
設備班	1	避難所で使用する設備(放送、トイレ、電源等)の設置を行う。
物資運搬・保管班		備蓄品の現有数を確認し、不足分等を運搬・保管する。支援物資の配給、設備保管庫の整理、物資管理等を行う。
食事班		基本的には朝食と夕食の準備支援を行う。
ごみ処理班		食事や避難所生活で出るごみの処理とごみ置き場管理を行う。
救護班	1	けが、病気等の応急処置、市や消防署への連絡を行う。
児童生徒管理・ 安全(否)確認班		保護者への引渡しを行いながら、欠席・早退者の安全(安否)確認を行う。夜間・休日の場合は、状況に応じて確認を行う。

避難者名簿

避難者名簿

	家族番号	氏名	よみがな	年齢	性別	住所	入所日	退所日	退所後連絡先	退所後住所
1	1									
2	1									
3	1									
4	2									
5										
6										
7										
8										
9										
10										

コンピュータが使用可能なら、表計算ソフトで作成し、検索しやすいようにデータベース化する。

同居していない家族や知人が避難所を訪ねてきても確認ができるように掲示用も作成する。掲示する際には、個人情報の保護に配慮する。

避難所運営のための事前準備

年度初めに必ず以下のことを確認する。

市の防災課の避難所運営担当者の確認

◇◇課 ○○ △△課長 連絡先 ○○○-△△-××××

避難所開設の際に市が準備してくれるもの

非常食、水、毛布、懐中電灯、ビニールシート……

備蓄品の確認(市の防災課、◇◇小、△△中と一緒に)

△△中の備蓄倉庫の確認。

非常食(児童数プラス100)、水、毛布……

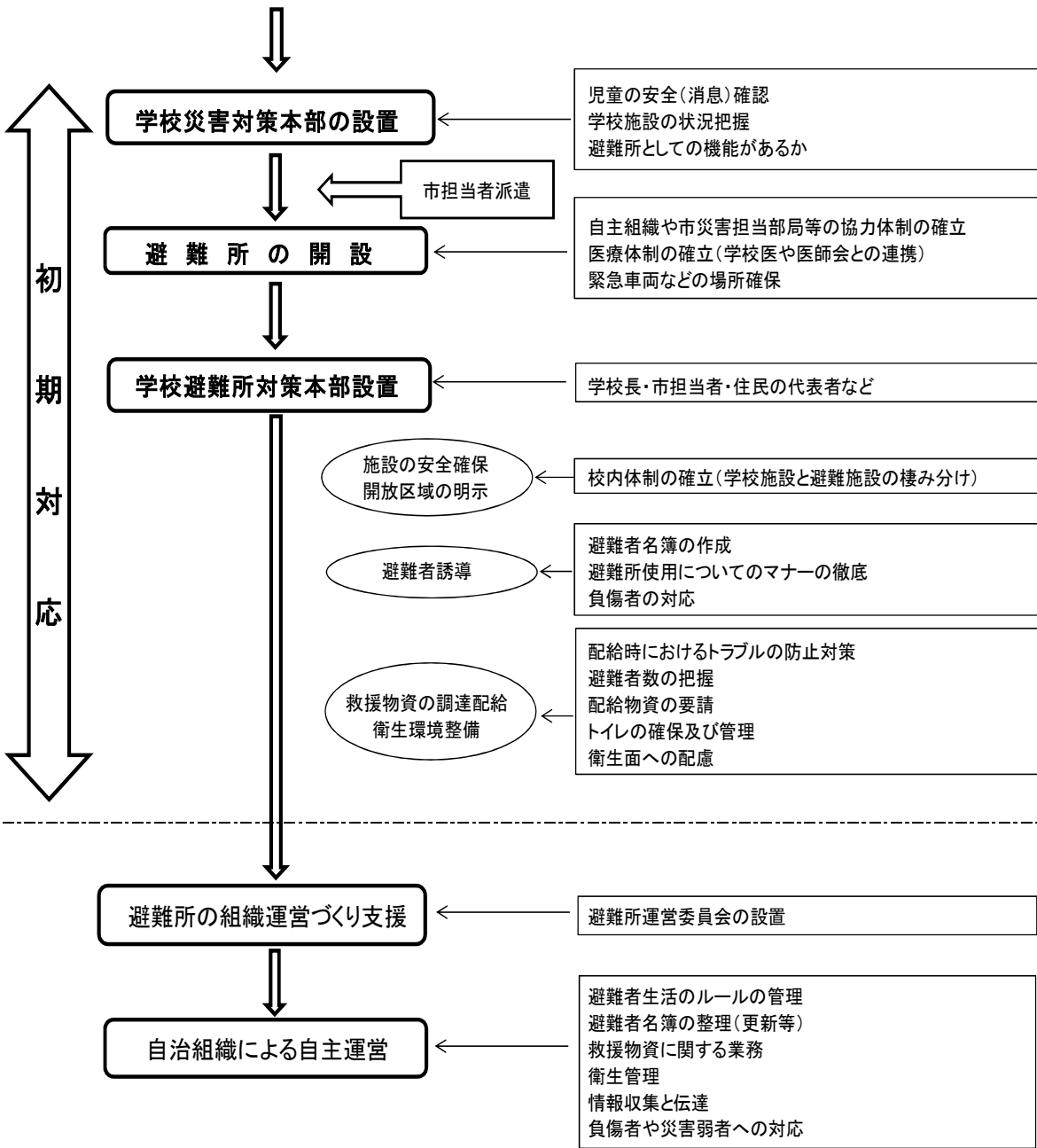
学校にある備蓄品

保管場所 体育館下倉庫

備蓄品 毛布、ビニールシート、新しい乾電池(毎年入れ替えること)、ラジオ、懐中電灯

水、ゴミ袋……

災害時における本校の避難所運営手順



23 事後の対応・報道関係機関への対応

事後の対応

- 1 本部（管理職）
 - ◎ 再発防止、学校再開のための総括
 - ◎ 報告書の作成
 - ◎ 保護者、地域社会との連携方策等の改善
- 2 安全部・担任・救護
 - ◎ 負傷者に対するケア
 - ◎ 心のケア
 - ◎ 学校医等との連携体制の改善
 - ◎ 安全教育の内容、指導体制等の見直し
- 3 安全部・不審者対応
 - ◎ 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善
 - ◎ 危機管理体制、役割分担の見直し

報道関係機関への対応

基本的な対応

- (1) 教育委員会との連携
記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会と緊密な連携を図る。
- (2) 窓口の一本化
取材要請があった場合、窓口を一本化し、校長又は教頭で対応する。

京都府学校危機支援チーム（CCST）派遣依頼

- 1 派遣対象
学校だけでは解決困難であり子どもたちの多くが心に傷を受ける可能性がある事故・事件等（おおむねレベルⅡ以上）
- 2 依頼方法
学校長から市教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。
- 3 留意事項
「学校危機対応教職員ハンドブック（京都府教育委員会作成）」を参照に、校内チームの態勢を整える。
CCSTは、市教育委員会と連携し、校内チームの各班への指導・助言によって学校危機への支援を行う。

事件・事故・災害に遭遇

心のキズ

PTSDの主な症状

- 持続的な再体験
 - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
 - ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）。等
- 体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺したような症状
 - ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
 - ・体験した出来事を思い出せない。
 - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等
- 感情・緊張が高まる
 - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。
 - ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことで驚く。等

PTSDの予防・対応

- 普段の生活リズムを取り戻す。
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- 子どもが嫌がることはしない。

心の健康状態の把握

- 保護者等の情報
- 保健室の来室状況
- 質問紙による調査
- 日常生活の健康観察

支援体制の確立

☆ 学校を中心とした専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関等との連携

日頃から教育相談活動や健康相談活動が学校の教育活動に位置づけられ円滑に運営されていることが大切です。

回復

25 京都府学校問題対策チームの派遣

派遣チームの概要

1	名称	<u>京都府学校問題対策チーム</u>
2	目的	<u>児童・生徒の生命に関わる事件・事故等で、その衝撃が児童・生徒に深刻な心理的影響を及ぼし、学校機能の維持・回復が必要な場合の支援を行う。</u>
3	対象	<u>京都府の公立（京都市立を除く）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒の生命に関わる事件・事故等でその衝撃が児童・生徒に深刻な影響を及ぼしたり、学校機能の維持回復が必要な場合（おおむね参考資料表1レベルⅡ以上）。ただし、参考資料表2の事案についても派遣することがある。</u>
4	依頼方法	校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。（府立学校においては、校長から府教育委員会へ依頼する。）
5	派遣委員	京都府学校問題対策チームに登録されている委員
6	派遣期間	3日間以内（その後の支援は従来のスクールカウンセラー活用事業の緊急配置によるものとする。）
7	支援内容	二次被害の拡大防止と心の応急処置 ① 被害評価とケアプラン策定の手助け ② 教職員への助言、サポート ③ 保護者への支援 ④ 子どもと保護者への応急対応 ⑤ その他（報道対応サポート）
8	その他	<u>京都府学校問題対策チーム</u> は、市町（組合）教育委員会と連携し、校内チームの各班に指導・助言を行う。

派遣チームの組織

	教育委員会主体指揮監督隊	⇔ 連携	専門家主体直接ケア隊
リーダー	サポートリーダー（教育委員会職員）		ケアリーダー（臨床心理士）
構成	教育委員会職員 専門家（臨床心理士）		専門家（臨床心理士） 教育委員会職員
任務	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの策定 ・遺族対応 ・保護者会対応 ・マスコミ対応 ・学校安全サポート 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのケア態勢 ・保護者へのケア態勢 ・教職員へのケア態勢

参考資料 表1 学校危機対応のレベル

●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル	事 案 例	京都府
大 規 模	VI	●北オセチア共和国学校テロ	
	V	●大阪池田小事件	
中 規 模	IV	●佐世保市の小6殺害事件（全国マスコミ殺到） ●寝屋川市教師殺害事件（〃） ●仙台ウォークラリー事故、3人死亡、20人以上重軽傷（〃） ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃）	●日野小事件 ●宇治小事件
	III強	●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到 ●小学校のプールで水死、児童目撃多数、学校に報道殺到	
	III弱	●児童の列に車、1人死亡、2人怪我、目撃数名、学校に報道多数 ○親子心中事件、学校に報道多数	○宇治学習塾事件
小 規 模	II	○親子心中事件、学校に取材なし～僅か ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か ●体育中に児童が倒れ、搬送先の病院で死亡 ○夏休み中に川での水の事故、複数児童目撃	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で児童死亡 ○自宅で家族の自殺を児童が目撃	

出典 全国CRT標準化委員会

参考資料 表2 学校危機支援チームの派遣を検討する事案

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模事案（レベルII以下）や個人被害事案 ◆ 単発的でない事案 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ ・感染症による死亡などの事案 ・児童の行方不明 ◆ 背景の問題が重要となる事案 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での自殺 ・自殺未遂 ・子どもによる加害 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事 ・災害 ・時間が経ってからの派遣依頼
--